

★公的年金等に係る雑所得の速算表

○（12月末時点で65歳未満の方）昭34. 1. 2以降生

公的年金等の 収入金額：A	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
130万円以上 410万円未満	A×0.75 －275,000円	A×0.75 －175,000円	A×0.75 －75,000円
410万円以上 770万円未満	A×0.85 －685,000円	A×0.85 －585,000円	A×0.85 －485,000円
770万円以上 1,000万円未満	A×0.95 －1,455,000円	A×0.95 －1,355,000円	A×0.95 －1,255,000円
1,000万円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

○（12月末時点で65歳以上の方）昭34. 1. 1以前生

公的年金等の 収入金額：A	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
330万円以上 410万円未満	A×0.75 －275,000円	A×0.75 －175,000円	A×0.75 －75,000円
410万円以上 770万円未満	A×0.85 －685,000円	A×0.85 －585,000円	A×0.85 －485,000円
770万円以上 1,000万円未満	A×0.95 －1,455,000円	A×0.95 －1,355,000円	A×0.95 －1,255,000円
1,000万円以上	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

★所得金額調整控除について

●給与収入が850万円を超える方

次の（1）～（3）いずれかに該当する方については、下記の方法で算出された金額を給与所得の金額から差し引くことができます。

（給与の収入金額（上限 1,000万円）－850万円）×10％

- （1）本人が特別障害者に該当する。
- （2）同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する。
- （3）23歳未満の扶養親族を有する。

同一生計配偶者、扶養親族について…合計所得金額が48万円以下で、青色事業専従者又は事業専従者に該当しない方をいいます。
対象者を申告書裏面の15 所得金額調整控除に関する事項に記入をお願いします。

●給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有し、その合計額が10万円を超える方

以下の方法で算出された金額を給与所得の金額から差し引くことができます。

（給与所得（上限 10万円）＋公的年金等に係る雑所得（上限 10万円））－10万円

★令和6年度以降市民税・府民税等の申告に関する変更点について

●上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択について

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、令和5年度までは所得税と住民税で異なる課税方式（所得税では申告するが、住民税では申告しない等）を選択できましたが、税制改正により、令和5年1月1日以降に受け取った特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式は、所得税の確定申告書（納税通知書送達後に提出された確定申告書も含みます。）に記載された課税方式が市・府民税でも採用されます（異なる選択不可）ので、令和5年分以降の確定申告書を提出される際は、御注意ください。

また、確定申告書を提出後、更正の請求や修正申告で、特定配当等又は特定株式等譲渡所得金額に該当する所得を新たに追加したり、除外したりすることはできませんので御注意ください。

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても同様の改正が行われ、令和6年度分以降の市・府民税で適用を受けるためには、当該損失について記載した確定申告書（納税通知書送達後に提出された確定申告書も含みます。）を提出する必要があります。上場株式等に係る譲渡損失も、更正の請求等で修正できない場合がありますので、確定申告書を作成・提出される際は、十分に検討し、記載漏れ等が無いよう御注意ください。

●日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について

日本国外に居住する扶養親族（国外居住親族）について、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の成人である場合、令和6年度以降は扶養控除の対象とならないこととされました。

また、国外居住親族に関する扶養控除その他の所得控除の適用を受ける場合、証明書類の提示又は添付が必要となりますので、申告される際には、1月1日にお住まいの住所地を所管する各市民税担当へ御相談ください。

- 「個人市・府民税について詳しく知りたい」、「税額の計算方法を知りたい」、「税額試算がしたい」、「税制改正の内容を知りたい」、「申告書のダウンロードや作成をしたい」

（詳しくはこちら）



⇒ 京都市情報館のサイト内検索で「個人市・府民税」と検索してください。

《あなたの申告内容を下欄に控え、来年度の参考に御活用ください。》

お電話でお問い合わせ時に必要になりますので、
申告書右上の「お問合せ番号」を御記入ください。



令和6年度分 市民税・府民税申告書＜申告内容＞

⑬～⑭	社会保険の種類		支払った保険料		
社会保険料控除 ・ 小規模企業共済等掛金控除			円		
	合 計				
⑮	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
	円		円		
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		
生命保険料控除	円		円		
	介護医療保険料の計				
	円				
⑯	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
	円		円		
⑰～⑲	⑰ ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 生死不明 ☐ 未婚還	⑱ ☐ ひとり親控除	⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)		
⑳	氏名	障害の程度	☐ 身体 ☐ 精神 ☐ その他()	級 度	
	氏名	障害の程度	☐ 身体 ☐ 精神 ☐ その他()	級 度	
㉑～㉒	配偶者の氏名		生年月日	明・大 昭・平	
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の合計所得金額		円		
	個人番号			☐ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)	
㉓ 扶養控除	1 氏名	生年月日	明・大 昭・平	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	個人番号			控除額	※ 万円
	2 氏名	生年月日	明・大 昭・平	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	個人番号			控除額	※ 万円
	3 氏名	生年月日	明・大 昭・平	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	個人番号			控除額	※ 万円
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1 氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	個人番号				
	2 氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	個人番号				
	3 氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分 ☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	個人番号				
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名・個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計			※
㉔ 雑損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類
	損害金額		保険金などで補てんされる金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円		円		円
㉕ 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額		
	☐ 医療費 ☐ セルフメディケーション		円		

お問合せ番号

1 収入金額	事業	営業等	ア	円
	不動産	業	イ	
	利子	産	ウ	
	配当	子	エ	
	給与	当	オ	
	雑	公的年金等	カ	
		業務	キ	
		その他	ク	
		短期	ケ	
	総合譲渡	長期	コ	
一時		サ		

2 所得金額	事業	営業等	①
	不動産	業	②
	利子	産	③
	配当	子	④
	給与	当	⑤
	雑	公的年金等	⑥
		業務	⑦
		その他	⑧
		合計	⑨
	総合譲渡・一時	計	⑩
合計		⑪	

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	※
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	※
	生命保険料控除	⑮	※
	地震保険料控除	⑯	※
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	※
	勤労学生、障害者控除	⑲～㉑	※
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	※
	扶養控除	㉓	※
	基礎控除	㉔	※
	⑬から㉔までの計	㉕	※
雑損控除	㉖	※	
医療費控除	区分 ☐ ㉗	※	
合計	(㉕+㉖+㉗)	㉘	※

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・府民税の納税方法

- ☐ 給与から差引き（特別徴収）
- ☐ 自分で納付（普通徴収）

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・府民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

令和6年度市民税・府民税申告書の書き方

京都市

＜申告書の様式について＞

全ての方に不足なく記載していただけるよう、令和6年度分（令和5年分の申告）から「一般用（緑色）」と「給与・公的年金等のみの方用（赤色）」を一本化しました。

★ 申告が必要な方

所得税の確定申告の必要がない方で、以下の方

1. 源泉徴収票に記入されていない所得控除（社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、配偶者や扶養親族にかかる控除など）を受けようとする方
2. 各種申請手続き等で、課税額・所得額等の欄に「0円」等の金額が入った所得・課税証明書が必要な方
3. その他申告義務がある方

★ 申告書の提出先

…………… 令和6年1月1日現在にお住まいの住所地を管轄する市税事務所各市民税担当へ郵

送又は御来所のうえ提出してください。（※可能な限り郵送での提出をお願いします。）
※控えが必要な方は、事前に申告書の写しを用意し、提出用の申告書とともに提出してください。郵送の場合は、申告書の写しと、切手を貼って宛名等を記入した返信用封筒を同封してください。

●窓口で申告される場合は、「マイナンバーカード」又は「個人番号が確認できる書類」と「本人確認書類」が必要になります。郵送で申告書を提出される場合は、「マイナンバーカード」の両面コピー又は「個人番号が確認できる書類」と「本人確認書類」の写しを同封してください。

★ 申告期限…令和6年3月15日（金）

申告期限までに申告書の提出が無いと、国民健康保険料の算定等さまざまな制度の適用等に影響が生じる場合があります。

◆申告書の提出先・問合せ先

京都市市税事務所

〈所在地〉〒604-8175
京都市中京区室町通御池南入円福寺町337
ビル葆光（ほうこう）

〈交通〉地下鉄「烏丸御池駅」下車4－1出口から西へ約100m
※駐車場及び駐輪場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

〈開庁時間〉午前8時45分～午後5時まで
（※土、日、祝日及び年末年始は開庁していません。）

● 3月16日以降に申告書を提出した場合、所得・課税証明書に申告内容が反映できないことがあります。

令和6年度の所得・課税証明書は令和6年6月3日から発行できますが、申告期限（3月15日）後に申告書を提出された場合、申告した内容が証明書に反映されていない場合があります。その場合、申告内容反映後の証明書が発行可能となるのは、おおよそ申告書提出月の翌月中旬となります。

6月3日以降、早急に申告書の内容が反映した証明書が必要な場合は、申告書の提出の際に市税事務所各市民税担当までお申し出ください。（6月3日とお申し出日のいずれか遅い日から5営業日後に発行できます。）

● 6月3日以降に申告書を提出され、その内容が反映した証明書が早急に必要な方へ（郵便請求）

申告書を郵送で提出する際に、併せて証明書の請求を市税事務所各市民税担当へ行ってください。

【郵送で申告と併せて証明書の請求を行う場合の必要書類】

- （1）申告書
- （2）本人確認書類（写し）
- （3）マイナンバーカード又は個人番号が確認できる書類（写し）
- （4）市・府民税課税証明等郵便請求書
- （5）手数料（定額小為替 通数分）
- （6）返信用封筒（返送先を記入し、郵便切手を貼ってください。）



◆この申告書の書き方は、令和6年1月1日現在の法律に基づいています。

所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除…	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料などをあなたが令和5年中に支払ったり、又はあなたの給与や保険料の年金から差し引かれた場合には、その全額について控除を受けることができます。 【必要書類】国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、控除証明書 あなたが令和5年中に小規模企業共済掛金又は市町村が実施している心身障害者扶養共済事業に係る掛金などを支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。 【必要書類】掛金の額と氏名を証する書類
⑭小規模企業共済等掛金控除…	
⑮生命保険料控除…	あなたが令和5年中に生命保険契約の保険料、介護医療保険及び個人年金保険契約などの保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。 【必要書類】生命保険料控除証明書などの支払額を証明する書類
⑯地震保険料控除…	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が居住している家屋を保険の目的とする地震保険契約、又は地震等を原因とする火災・爆震・埋没による損害に基因して保険金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分のために、あなたが令和5年中に保険料を支払った場合には、地震保険料控除を受けることができます。なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受ける保険料等に係るものを除く。）に係る保険料等については、従前の旧長期損害保険料控除が適用されます。 【必要書類】地震保険料控除証明書などの支払額を証明する書類
⑰寡婦控除…	あなたの合計所得金額（※1）が500万円以下で下記のひとり親控除に該当せず、次のいずれかに該当する場合は26万円の寡婦控除を受けることができます。（※事実婚状態の場合は受けられません。） （1）令和5年12月31日現在、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 （2）令和5年12月31日現在、夫と死別した後婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人
⑱ひとり親控除…	令和5年12月31日現在、婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、次の（1）（2）の両方に該当する方は、30万円のひとり親控除を受けることができます。（※事実婚状態の場合は受けられません。） （1）令和5年中の総所得金額等（※2）が48万円以下の生計を一にする子を有する。 （他の方の同一生計配偶者又は扶養親族になっている場合は除かれます。） （2）令和5年中の合計所得金額（※1）が500万円以下であること。
⑲勤労学生控除…	令和5年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、令和5年中の合計所得金額（※1）が75万円以下（うち給与と所得等以外の所得の合計額が10万円以下）の場合には、26万円の勤労学生控除を受けることができます。
⑳障害者控除…	令和5年12月31日現在、あなたやあなたと同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれか一つに当てはまる場合には、1人につき26万円（ただし、これらの者が特別障害者の場合には、1人につき30万円）の障害者控除を受けることができます。また、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族と常に同居している場合は、1人につき53万円の控除を受けることができます。 障害者 （1）身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている人で、特別障害者でない人 （2）精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、特別障害者でない人 （3）精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人で、保健福祉センター長の認定を受けた人 など 特別障害者 （1）いつも心身喪失の状態にある人 （2）身体障害者手帳の障害等級が、1級又は2級と記入されている人 （3）精神障害者保健福祉手帳の障害等級が、1級として記入されている人 （4）精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人で、障害の程度が、（1）又は（2）に準ずるものとして保健福祉センター長の認定を受けた人 （5）常に就床を要し複雑な介護を要する人 など
㉑配偶者控除… ㉒扶養控除…	あなたと生計を一にして、令和5年中の合計所得金額（※1）が48万円以下の配偶者や年齢16歳以上の扶養親族がある場合には、配偶者控除や扶養控除を受けることができます。事業専従者は配偶者控除や扶養控除の対象にはなりません。あなたの合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除の適用を受けることができませんが、配偶者の障害者控除の適用等のために配偶者を申告する場合は、配偶者の氏名等を記入のうえ、同一生計配偶者のチェックボックスにチェックしてください。
㉓配偶者特別控除…	あなたの令和5年中の合計所得金額（※1）が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く。）がある場合で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下のときは、配偶者特別控除を受けることができます。 【必要書類】扶養親族等が国外居住の場合、証明書類の提示又は添付が必要。詳細は、各市民税担当へ御相談ください。
16歳未満の扶養親族… （控除対象外）	あなたと生計を一にし、令和5年中の合計所得金額（※1）が48万円以下の16歳未満の扶養親族がいる場合に氏名等を記入してください。 【必要書類】国外居住の場合、証明書類の提示又は添付が必要。詳細は、各市民税担当へ御相談ください。
㉔雑損控除…	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（令和5年中の総所得金額等（※2）が48万円以下の者に限る。）が令和5年中に震災、風水害、冷害、火災、盗難などにより家屋、家財道具などに損害を受けた金額が一定額を超える場合には、雑損控除を受けることができます。 ●雑損控除額は、次の（1）又は（2）のいずれか高い方の金額です。 （1）（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等（※2）×10%） （2）（災害関連支出額－保険金等で補てんされる金額）－5万円 【必要書類】災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書、り災証明書など
㉕医療費控除…	あなたが令和5年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるものの合計額が一定額を超えるときは、医療費控除を受けることができます。保険金などで補てんされる金額には、病院などに支払った医療費のうち後日健康保険組合などから払戻しを受けた金額などを書いてください。 ●医療費控除額は、支払った医療費（保険金等で補てんされる金額を引いたもの）－総所得金額等（※2）×5%（ただし、10万円を超える場合は10万円）の額です。（最高限度額200万円） また、あなたが令和5年中にあなた又はあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等の購入費が1万2,000円を超え、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを受けているときには、上記医療費控除との選択により医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けることができます。 【必要書類】医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書

[illegible]

収入金額等及び所得金額（裏面の明細も記入してください。）

収入金額… 令和5年中に収入することの確定した金額（売掛金、現物収入、自家消費商品などを含む。）を記入してください。

必要経費… 収入を上げるために必要なものに限られます。たとえば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運賃などを行い、日常家事に要した生活費は含まれません。

青色申告… 所得税について青色申告を行うことを承認されている人は、青色申告特別控除として10万円を差し引くことができます。ただし、営業、農業、その他の事業、不動産、山林所得の金額の合計額を限度とします。

特別控除… 収入金額から、必要経費及び青色申告特別控除額等を差し引いた金額（給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額。所得金額調整控除がある場合は適用後の金額）を記入してください。

①営業等… 販売業、飲食店業などから生じる所得又は自由職業（医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、外交員等）などから生じる所得（農業以外から生じる所得）を記入してください。
【必要書類】 収入及び必要経費のわかる収支内訳書など

②農業… 農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業などから生じる所得を記入してください。

③不動産… 地代、家賃、借地権設定などから生じる所得を記入してください。

④利子… 国外で支払われる預貯金等の利子などの国内で源泉徴収されない所得を記入してください。
次の所得については、課税されませんので、申告する必要はありません。
（1）所得税で源泉分離課税され、道府県民税利子割を分離課税された利子所得
（2）所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得

⑤配当… 法人から受ける利益の配当、出資の配当、証券投資信託（公社債投資信託等を除く。）の収益の分配等の所得を記入してください。
上場株式等の配当等のうち道府県民税配当割が特別徴収されているものについて、特別徴収（天引き）で課税を完結させる場合は、申告をする必要はありません。
所得税において確定申告をしないことを選択した非上場株式等の少額配当等については、市民税・府民税では他の所得と総合して課税されますので、配当所得に含める必要があります。

⑥給与… 給与、賃金、賞などの給与に係る所得を記入してください。
給与所得金額の速算表… 給与等に係る収入金額に応じて、次により計算します。

給与収入金額 A		給与所得金額	給与収入金額 A		給与所得金額	
以上	以下		以上	以下		
550,999 以下		0	1,628,000	1,799,999	B=A÷4 (1,000未満切捨て)	B×2.4+100,000
551,000	1,618,999	A-550,000	1,800,000	3,599,999		B×2.8-80,000
1,619,000	1,619,999	1,069,000	3,600,000	6,599,999		B×3.2-440,000
1,620,000	1,621,999	1,070,000	6,600,000	8,499,999	A×90%-1,100,000	
1,622,000	1,623,999	1,072,000				
1,624,000	1,627,999	1,074,000	8,500,000 以上		A-1,950,000	

※所得金額調整控除の適用がある場合は適用後の金額を記入してください。（計算方法については、5ページを参照。）

⑦公的年金等… 5ページの公的年金等に係る雑所得の速算表を利用し、公的年金等（※遺族年金や障害年金は除く。）に係る所得を記入してください。

⑧業務… 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの所得を記入してください。

⑨その他… 他のいずれの区分（分離課税となるものを含む。）にも該当しない所得（例：生命保険契約等による年金）を記入してください。

⑩総合課税の譲渡… 土地建物等以外の資産の譲渡による所得を記入してください。保有期間が5年を超える場合は、長期譲渡に、5年以下であれば短期譲渡に該当します。
一時… 生命保険金などのような一時的な所得を記入してください。計算は、申告書裏面10を利用してください。
※ 特別控除（上限50万円）について、一定の順序により差し引きされます。

注) 所得控除や扶養親族については、令和5年12月31日現在(年の途中で死亡された場合は死亡の時点)での現況により判定されます。

★ 令和5年中の所得等が次のいずれかに該当する人は、申告書とともに市民税・府民税申告書（分離課税等用）を提出してください。

- 租税特別措置法第8条の4に規定する上場株式等に係る配当所得等のある人
- 租税特別措置法第31条に規定する長期譲渡所得のある人
- 租税特別措置法第32条に規定する短期譲渡所得のある人
- 租税特別措置法第37条の10に規定する株式等譲渡所得等のある人
- 租税特別措置法第41条の14に規定する先物取引に係る雑所得等のある人
- 退職所得のある人 など

※上記の申告書が必要な場合は各市民税担当まで御連絡をお願いします。（連絡先は1ページ参照。）

※1 合計所得金額… 純損失及雑損失などの繰越控除前の総所得金額、長期譲渡所得の金額（特別控除前）、短期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額（分離課税分を除く。）の合計額をいいます。

※2 総所得金額等… 合計所得金額から純損失及雑損失などの繰越控除をした後の金額をいいます。